

個人情報の共同利用に関する覚書

ジブラルタ生命保険株式会社（以下「甲」という）と甲における労働組合であるジブラルタ生命労働組合（以下「乙」という）は、甲の従業員（以下「本人」という）の個人情報の取り扱いに関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第4項第3号に定める共同利用をするにあたり、以下の事項を確認し、本覚書を締結する。

1. 共同利用の目的

甲および乙は、下記の目的のために、本人の個人情報を共同利用する。

- （1） 各種社内連絡・通知・通達等を行うため、および乙が方針の通知・労使（交渉）協議の報告・催事の案内等を行うため。
- （2） 本人の賃金・労働条件に関する、甲と乙の労使（交渉）協議における基礎的なデータとするため。
- （3） 災害時、甲および本人自らの非常時（心身上の健康問題等）において甲と乙が協力し、円滑かつ適切な対応を図るため
- （4） 乙の組合費の給与引き去り事務を甲が行うため
- （5） 甲および乙がそれぞれ主催する福利厚生事業を本人およびその家族が利用するため

2. 共同利用する個人情報の項目

甲および乙は、下記の個人情報を共同利用する。

- （1） 本人に係る情報
氏名 性別 生年月日 給与其他 入退社年月日 社員区分 社員番号
所属部署 所属コード 社内メールアドレス 人事情報
- （2） 本人の家族に関する情報
氏名 性別 生年月日

3. 共同利用する者の範囲

甲および乙とする。

4. 個人情報の管理義務・守秘義務

- （1） 甲および乙は本人の個人情報を善良なる管理者の注意をもって管理する。
- （2） 甲および乙は本人の個人情報の漏えい・滅失・き損・改ざん（以下「漏えい等」という）を防止する義務を負い、組織的、人的、技術的な側面における合理的な安全対策を講ずるものとする。

（3） 甲および乙は、本人の個人情報を共同利用するにあたっては、個人情報の保護に関する法令を遵守し、法令に別段の定めがある場合および当該個人の同意を得た場合を除き、いかなる場合にも本人の個人情報を第三者に開示もしくは提供してはならない。

（4） 甲および乙は、本人の個人情報にアクセスできる自己の役員及び使用人（派遣社員、アルバイト等を含む。以下、同様とする）ならびにアクセスの範囲を、共同利用の目的の達成に必要な範囲に限定する。

5. 個人情報の外部管理

甲および乙は、本人の個人情報の管理を外部者に委託するときは、当該外部者との間において、監督・監査・報告徴収に関する権限、当該外部者における個人情報の漏えい等の禁止、目的外利用の禁止、再委託に関する条件および漏えい等が発生した場合の委託先の責任等、を内容とする安全管理措置を盛り込んだ委託契約を締結し、定期的または随時に当該委託契約に定める安全管理措置の遵守状況を確認するものとする。

6. 協議

本覚書に定めのない事項については必要に応じ別に定めることのほか、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

7. 有効期限

本覚書の有効期限は2005年4月1日から1ヵ年とし、期間満了の2ヶ月前までに甲または乙から書面による共同利用の解消の意思表示がない場合は、期間満了の日から引き続き1ヵ年有効とし以降も同様とする。

以上、本覚書の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

2005年 3月 31日

【甲】 住所：東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
氏名：ジブラルタ生命保険株式会社
代表取締役社長 ティモシー・イー・ファイギー

【乙】 住所：東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
氏名：ジブラルタ生命労働組合
中央執行委員長 樋口 広寿